

# 船舶事故調査報告書

平成30年12月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年6月15日 14時15分ごろ
発生場所	香川県多度津町小島東岸 佐柳港9号防波堤灯台から真方位092° 1,550m付近 (概位 北緯34° 20.1′ 東経133° 38.9′)
事故の概要	漁船 俊栄丸及び漁船第二十一生栄丸は、両船の船首部及び船尾部をそれぞれ係留索で固縛した状態で漂泊中、小島東岸の干出浜（岩）に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 俊栄丸、11.8トン OY2-398（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第二十一生栄丸、6.6トン KA2-1825（漁船登録番号）、有限会社IYK 第280-43820号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A プロペラ翼に欠損等 B プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 東流約1.3ノット 潮高 約204cm（坂出）
事故の経過	A船及びB船は、A船に船長A及びB船に船長Bほか1人がそれぞれ乗り組み、漁獲物の瀬取りの目的で、‘小島東岸の干出浜（岩）’（以下「本件岩」という。）付近において、共に船首を西方に向けて主機を停止し、両船の船首部及び船尾部をそれぞれ係留索で固縛した状態で漂泊し、両船の乗組員3人が瀬取り作業を行っていたところ、両船が本件岩に乗り揚げた。 船長Bは、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 A船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.6mであった。 B船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。 船長Aは、しらす漁の操業中に網の中に砂が入ったので、急きょ潮の流れがほとんどない浅い場所で網を破って砂を除去しながら瀬取り作業を行おうと考え、B船の派遣を水産会社に依頼していた。 船長A及び船長Bは、引き潮であることを承知していたので、急い

	<p>で瀬取り作業を行っていたが、思ったよりも潮が引くのが速く、A船及びB船が共に本件岩に乗り揚げてしまったと本事故後に思った。</p> <p>水産会社担当者は、A船及びB船が風潮流の影響を受けにくい本件岩付近において、両船の乗組員が、瀬取り作業に夢中になり、潮位が低くなったことに気付かなかった旨を船長Bから本事故後に聞いた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船及びB船は、本件岩付近において共に船首を西方に向け、両船の船首部及び船尾部をそれぞれ係船索で固縛した状態で漂泊中、船長A及び船長Bが、B船の乗組員と共に瀬取り作業に意識を集中し、潮位が低くなったことに気付かずに漂泊を続けたことから、本件岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船及びB船が、本件岩付近において共に船首を西方に向け、両船の船首部及び船尾部をそれぞれ係船索で固縛した状態で漂泊中、船長A及び船長Bが、B船の乗組員と共に瀬取り作業に意識を集中し、潮位が低くなったことに気付かずに漂泊を続けたため、本件岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下げ潮時に干出浜付近で作業を行う場合、潮が引くことにより乗り揚げるおそれがあることに留意し、周囲の状況の変化に注意を払うこと。</li> </ul>